

付1 令和4年就業構造基本調査の静岡県の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、就業及び不就業の実態を種々の観点から捉え、我が国の就業構造を全国だけでなく、地域別にも詳細に明らかにし、国や地方公共団体における雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案の基礎資料を得ることや学術研究のための利用に資することなどを目的としている。

この調査は、昭和31年（1956年）の第1回調査以来おおむね3年ごとに実施してきたが、昭和57年（1982年）以降は5年ごとに実施しており、今回の調査は18回目に当たる。

2 調査の法的根拠

就業構造基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計「就業構造基本統計」を作成するための統計調査）として、就業構造基本調査規則（昭和57年総理府令第25号）に基づき実施した。

3 調査の期日

調査は、令和4年10月1日午前0時現在で行った。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

令和2年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する静岡県内737調査区において調査を行った。

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市区町村長が選定した抽出単位（一つの世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する静岡県内約1万2千世帯の15歳以上の世帯員約2万4千人を対象とした。ただし、外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）、自衛隊の営舎内など一部の者は除いた。

5 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は次の流れで行った。

総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員－統計調査員－調査世帯
（指導員） （調査員）

(2) 調査の実施

ア 9月23日以降、調査員が調査世帯ごとに調査票等の調査書類を配布した。

イ 報告は、調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主が、10月23日までにインターネットで回答する方法、紙の調査票を郵送又は調査員に提出する方法により行った。

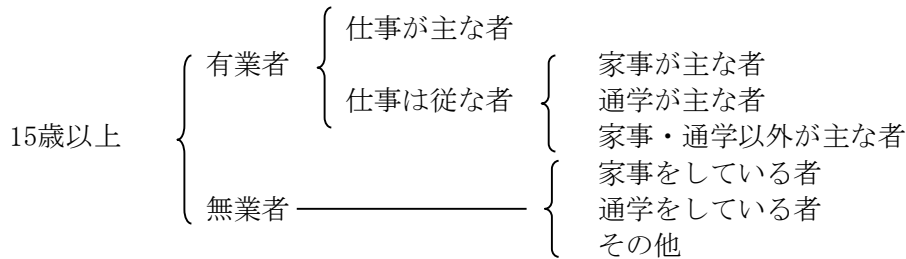
6 結果の推定方法

結果数値は、線形推定を行った上で、令和4年10月1日現在の地域、男女、年齢階級、単身・非単身別の人口を基準人口とする比推定により行った。

付2 主な用語の解説

● 就業状態

15歳以上の者を、ふだん就業・不就業の状態により、次のように区分した。



〈就業状態の捉え方〉

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだん就業・不就業の状態を把握している。

有業者・・・ ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者
 なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだん就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

無業者・・・ ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

● 従業上の地位

有業者を、次のように区分した。

- 自営業主…………… 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者
- 家族従業者…………… 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者
 なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者としている。
- 雇用者…………… 会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者
- 会社などの役員……… 会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

● 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

- 正規の職員・従業員… 一般職員又は正社員などと呼ばれている者
- パート…………… 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
- アルバイト…………… 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の派遣社員…労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者	ただし、港湾運送業務など一部業務に従事する者は含めない。
契約社員……………	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
嘱託……………	労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
その他……………	上記以外の呼称の場合

また、有業者のうち、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者」をフリーランスとした。

<フリーランスの考え方>

この調査におけるフリーランスは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）の定義である「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」に準拠しているものの、おおよそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行っていると考えられることから、ガイドラインにおける定義のうち「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」を「その仕事で収入を得る者」として扱っている。

- 産業

産業は、有業者が実際に働いている事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。
- 職業

職業は、有業者が実際に従事している仕事の種類によって定めた。職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。
- 年間就業日数、就業の規則性及び週間就業時間

年間就業日数は、主な仕事に従事した1年間の就業日数をいう。

200日以上就業者……1年間を通じて200日以上働いている者

200日未満就業者……1年間を通じて働いている日数が200日未満の者をいう。就業の規則性に基づき、規則的・季節的・不規則的・就業に区分される。

また、年間就業日数が200日以上及び200日未満就業者のうち規則的・就業について、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。
- 就業希望の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、就業希望の有無を区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事ができるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

また、就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。

継続就業希望者…現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者

追加就業希望者…現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者

転職希望者…現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者

就業休止希望者…現在就いている仕事を辞めようと思っている者、もう働く意思のない者

就業希望者…何か収入になる仕事をしたいと思っている者
非就業希望者……仕事をする意思のない者

● 育児の状況

ふだん「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児をいい、乳幼児の世話や見守り、乳児のおむつの取り替え、就学前の子供の送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手、就学前の子供の保護者会への出席などを指す。ただし、孫やおい・めい、弟妹の世話などは含まない。

● 介護の状況

ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度の要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護はこれに含まない。

なお、ふだん介護をしているかはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「介護をしている」とする。